

米国における電気事業制度改革の最新動向

丸山 真弘

日本では2000年3月から特定規模需要家に対する小売供給の自由化が実施され、自由化実施後概ね3年が経過した時点には、自由化の検証が予定されている。この際には、自由化の実績や公益的課題への悪影響の有無、系統安定等に関する技術の状況の他、海外の自由化の状況についての視点から検討が行われることになっており、日本に先行して小売自由化を行った欧米諸国における自由化の動向と、政策の分析、評価を行うことは、今後、日本での自由化に関する検討を行う際に必要不可欠なことといえる。

筆者は、電気事業の自由化に関する調査団の一員として、1999年6月に、2週間にわたって米国における電気事業自由化の進展状況についての調査を行う機会を得た。以下、調査の結果を中心に紹介する。

米国電気事業の自由化動向の概観

調査終了後の1999年7月1日の時点では、全米50州の中で電力の小売自由化を実施することを定めた法律が成立している州は、カリフォルニア、コネチカット、イリノイなど20を数えている。これとは別に、既存の法律に基づき、規制当局が小売自由化を実施するための指令を発している州が3つ（ミシガン、ニューヨーク、バーモント）あり、その他の州でも自由化の実施に関する法案が提案されたり、規制当局による調査、検討が進められている段階にある。

実際に自由化が実施される時期は各州によって様々であるが、2002年～2003年の時点においては、需要家数ベースで全需要家の過半数が小売自由化の対象となり、供給事業者

の選択が認められるようになる。

一方、連邦レベルでは、全ての州に対して、需要家に供給事業者の選択を認めることを目的とした法案がいくつか提案されており、連邦エネルギー省も包括的電力競争計画を提出している。

1999年4月に提出された最新の計画では、原則として2003年1月1日までに全ての需要家に供給事業者の選択を認めるような制度改革を実施することを各州に求めている。ただし、自由化をしない方がより公共の福祉にかなうということを各州が示している場合には、自由化をしなくてもよいという柔軟性を認めている。

また、この計画では、価格などの供給条件や電源構成、排出物質に関する情報を需要家に開示することや、再生可能エネルギーのポートフォリオの基準の策定、低所得需要家の支援やエネルギーの一層の効率化、新エネルギー技術開発などのための資金確保の方策についても規定している。

既に自由化を実施した各州の動き

今回の調査では、既に自由化を実施した州の代表として、ペンシルバニア州とカリフォルニア州の規制当局と電力会社をそれぞれ訪問した。

自由化実施の進行の度合いを「どれくらいの需要家が実際に供給事業者を選択する行動をとったか」という点から見た場合、ペンシルバニア州では家庭用需要家も10%以上が既に供給者選択を行っているのに対して、カリフォルニア州では、産業用需要家は既に3分の1が供給者選択を行っているものの、家

庭用需要家の中で供給者選択を行った者はまだ1%に満たないという違いが生じている。この違いは、選択を行わない需要家に対する供給（Standard Offer）と、競争的な供給者による供給との間の価格差によるものと考えられる。

カリフォルニア州では、Standard Offerを提供する三大電力会社は、移行期間中は電力取引所（PX）への参加が義務づけられており、その発電価格はPXの価格となる。新規参入の供給事業者がStandard Offerよりも低価格で販売するためにはPX価格を下回る価格で電力を調達する必要があるが、これは非常に難しい。このため、需要家としては供給事業者を変更するインセンティブが存在しない。実際に供給事業者を選択している需要家の多くは、風力や太陽光などのグリーン・パワーを求める需要家であり、価格以外の要素で選択を行っている。

一方、ペンシルバニア州では、電力会社の平均的な発電価格であるショッピング・クレジットを明示するという方法が採用されている。需要家はこの価格と新規参入の供給事業者との価格を比較し、供給事業者の価格の方が安い場合に供給者選択を行うことになる。

また、ペンシルバニア州では、需要家による供給者選択を促す方法として、競争的デフォルト・サービスと呼ばれる方法を実施することになっている。これは、まだ供給者選択を行っていない家庭用需要家の中から無作為に選択した20%の供給先を、競争入札によって選ばれた、従来の電力会社以外の供給事業者に変更するという制度である。規制当局は、これにより、需要家が供給者選択を行う比率が一層高まることを期待している。

地域送電機関の設立

連邦エネルギー規制委員会（FERC）は、1999年5月に地域送電機関（RTO）の設立に関する規制制定案を発表した。

RTOは、発電市場の公正かつ公正な運営のために設立されるものであり、地域を一体化することで、従来であれば各電力会社毎に別々に支払う必要があった託送料金を地域内で単一料金化し、系統運用に伴う問題を処理することを目的としている。RTOの組織は発電会社から独立していることが求められるが、形態は従来の独立系統運用者（ISO）のような非営利組織に限らず、送電部門だけを持つ営利企業組織（Transcoモデル）であってもよいとされている。

FERCは、現在この案に対するコメントを求めているが、予定では2000年10月15日までにFERCの規制下にある事業者に対してRTOへの移行計画を提出させ、2001年12月15日までに計画を実行に移すことを求めている。

所感

筆者は、1998年の同時期にも同様の調査を行う機会があった。その際の印象と比較しても、米国における小売自由化への動きは、依然として進行しているという感じを新たにした。ただし、現在は好景気であるがゆえに表面化していない問題点が、今後現れてくることも予想される。その意味では、今後も米国の動向からは目を離すことはできないだろう。

（まるやま まさひろ
電力中央研究所 経済社会研究所）